災害時の被災者支援制度について

自然災害(地震、風水害など)や火災などの災害による被害を受けられた被災者の生活再建支援のための制度です。被災者支援制度を一覧にまとめましたので参考にしてください。なお、詳しくは、各担当課まで問い合わせください。

罹災証明書・被災証明書の発行

制度名	内容	活用できる方	担当課
罹災証明書	被害の有無及び程度を証明する。	**住家**に被害を受けた方	税務課 052-400-2946
罹災証明書(火災)	被害の有無及び程度を証明する。	火災により、家屋などに被害を受けた方	西春日井広域事務組合 西消防署 052-409-2119
被災証明書	被害の有無及び程度を証明する。	**建物・構築物・動産**に被害を受けた方	危機管理課 052-400-2949

経済的な支援

制度名	内容	活用できる方	担当課
災害見舞金	罹災した市民に対して見舞金を支給する。	住家が火災等の災害により一定以上の損害を受けた世帯の世帯主	社会福祉課 052-400-2964
災害弔慰金	暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族1人に対し、災害弔慰金を支給する。	暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族	
災害障害見舞金	暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けたことで障害がある市民に対し、災害障害見舞金を支給する。	暴風、豪雨等の自然災害により負傷または、疾病にかかり治った場合において一定以上の障害がある方	
災害援護資金	暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた市民に対し、生活の立て直しに資するために、災害援護資金の貸付けを行う。	暴風、豪雨等の自然災害により一定以上の被害を受けた世帯の世帯主	
被災者生活再建支援金	暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給する。	暴風、豪雨等の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯の世帯主(被災者生活再建支援法による支援対象者を除く)	

税金・保険料等の減免等

制度名	内容	活用できる方	担当課
市民税・森林環境税の減免	市民税・森林環境税を減免する。	著しく被害を受けた方	税務課 052-400-2946
固定資産税・都市計画税の減免	固定資産税・都市計画税を減免する。	被害を受けた固定資産の所有者	
雑損控除の申告	雑損控除を申告することで一定の所得控除を受けることができる。	住宅や家財など生活に通常必要な資産に損害を受けた資産の所有者	税務課 052-400-2946 所得税は名古屋西税務署(052-521-8251)
後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免	保険料及び窓口負担の減免等を行う。	保険料・窓口負担の支払が困難な方で、一定の条件を満たす方	保険年金課 052-400-2957
国民年金保険料の免除	国民年金保険の納付が免除される。	住宅・家財・その他の財産についておおむね２分の１以上の損害を受けた方	
国民健康保険税及び窓口負担の減免	国民健康保険税及び窓口負担の減免を行う。	住宅又は家財等に損害を受け、保険税・窓口負担の支払が困難な方で、一定の条件を満たす方	
一般廃棄物処理手数料の減免	手数料を減免することができる。	著しく被害を受けた方	生活環境課 052-400-2958
下水道受益者負担金の徴収猶予	下水道受益者負担金の徴収猶予を受けることができる。	負担金を納付ことが困難であると認められる受益者	上下水道課 052-400-2977
水道使用料の軽減	水道使用料の軽減する。	市長が特別の理由があると認めた方	
下水道使用料の減免	下水道使用料の減免する。	公益上その他特別の事情があると認めた方	
保育料の減免	災害により必要があると認められた場合、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の一部を減免する。	子どものための教育・保育給付認定を受けた児童のうち、清須市の保育所に在籍している方。	児童保育課 052-400-2969
市税等の徴収猶予	市税等の徴収猶予を受ける場合があります。	市税等を一時に納付できないとみられる方（納税者の申請が必要）	収納課 052-400-2947

生活・教育支援

制度名	内容	活用できる方	担当課
特別児童扶養手当等の所得制限の特例	所得制限の特例措置(緩和)を受けることができる。	住宅・家財等に被害金額がその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた受給者	社会福祉課 052-400-2964
障害福祉サービス・障害児通所・地域生活支援事業の利用者負担額の減免	利用者負担額を減免する。	災害その他の特別の事情があることにより、費用を負担することが困難であると認めた方	
児童扶養手当の所得制限の特例	所得制限の特例措置(緩和)を受けることができる。	住宅・家財等に被害金額がその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた受給者	こども家庭課 052-400-2966
母子父子寡婦福祉資金貸付金の特別措置	償還金の支払猶予などの特別措置を受けることができる。	被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等	
母子父子寡婦福祉資金の住宅資金の貸付	被害を受けた住宅の補修・保全・増築・改築等に必要な資金を貸付けを受けることができる。	全壊・半壊、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯の方	
教科書等の無償給付	学用品を失った児童生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給する。	住宅が被害を受けて小中学校の児童生徒が学用品を失った方	学校教育課 052-400-2987
就学援助制度	学用品費及び給食費等の援助をする。	小中学校の児童生徒の住家が建物被害を受けた方	
消費者ホットライン 188	消費生活センター等の相談窓口を案内する。	消費トラブルにお困りの方	産業課 052-400-2959